様式２

不利益処分に係る処分基準

処分の名称		心身障害者福祉手当の返還
根拠条例･規則等名		さいたま市心身障害者福祉手当支給条例
条項		第８条
所管部課		区役所　健康福祉部　支援課
処分基準	基準（未設定の場合はその理由）	さいたま市心身障害者福祉手当支給条例第８条 市長は、偽りその他不正な手段により手当の支給を受けた者があるときは、当該手当の全部又は一部を返還させることができる。
	設定等年月日	平成１９年４月１日設定　　年 月 日最終改正
備考		